別添３

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会

コミュニティ・スクール
（学校運営協議会を設置した学校）

学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47条の5

- 校長が作成する **学校運営の基本方針を承認**
- **学校運営について、**教育委員会又は校長に **意見**
- **教職員の任用に関して、**教育委員会に **意見**

地域学校協働活動推進員

意見
学校運営
教職員の任用

任命

（委員）10～15人程度
・地域住民
・保護者
・地域学校協働活動推進員など

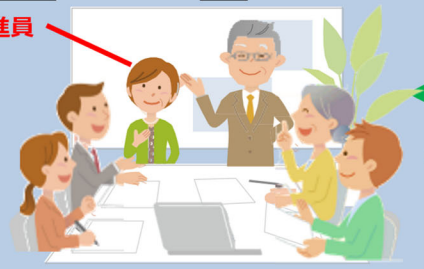

校長等

説明
承認
学校運営の
基本方針

説明
意見
学校運営・
教育活動

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する
権限と責任は校長が有する

情報共有

委嘱

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

教育・体験活動プログラム等の利用者と
提供者のマッチングを行うポータルサイト
（R5年度中に構築予定）の活用

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動
※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制